国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	10,250	7,050	3,850	3,850	1,050	1,600	1,600
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	2,080,000	1,430,000	780,000	780,000	210,000	320,000	320,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	595,000	405,000	220,000	220,000	60,000	95,000	95,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	200	138	75	75	20	31	31
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	25,810	17,740	9,680	9,680	2,580	4,030	4,030
タイ	ﾊﾞｰﾂ	4,600	3,160	1,720	1,720	460	720	720
大韓民国	ｳｫﾝ	168,000	116,000	63,000	63,000	17,000	26,000	26,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	1,000	690	375	375	100	155	155
香港	香港・ﾄﾞﾙ	1,140	790	430	430	110	180	180
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	16,330	11,220	6,120	6,120	1,630	2,550	2,550
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	20,780	14,290	7,790	7,790	2,080	3,250	3,250
バングラデシュ	ﾀｶ	12,120	8,330	4,550	4,550	1,210	1,890	1,890
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	145	100	55	55	15	23	23
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	7,600	5,200	2,850	2,850	750	1,200	1,200
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	200	138	75	75	20	31	31
ベトナム	ﾄﾞﾝ	3,400,000	2,340,000	1,280,000	1,280,000	340,000	530,000	530,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	595	405	220	220	60	95	95
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	222,200	152,800	83,300	83,300	22,200	34,700	34,700
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	2,210	1,520	830	830	220	350	350
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	381,000	262,000	143,000	143,000	38,000	60,000	60,000